

兵庫県公報

令和5年6月30日 金曜日 第426号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	6
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の所在地等の変更（住宅政策課）	7
公 告	
○ 入札公告（まちづくり部総務課）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	14
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立図書館）	15
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）

道路交通法の一部改正により特定小型原動機付自転車講習に関する規定が整備されること、駐車禁止除外指定車標章を区分して申請者の利便の向上を図るとともに業務の合理化を図ること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第717号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
 - (2) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定をした日
令和5年6月6日

兵庫県告示第718号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から10までの医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 松原メイフラワー病院
所在地 加東市藤田944番地25
認定年月日 令和5年5月1日
認定の有効期限 令和8年4月30日
- 2 名称 母と子の上田病院
所在地 神戸市中央区国香通1丁目1番4号
認定年月日 令和5年5月1日
認定の有効期限 令和8年4月30日
- 3 名称 神戸百年記念病院
所在地 神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号
認定年月日 令和5年5月21日
認定の有効期限 令和8年5月20日
- 4 名称 公文病院
所在地 神戸市長田区梅ヶ香町1丁目12番7号
認定年月日 令和5年5月23日
認定の有効期限 令和8年5月22日
- 5 名称 姫路聖マリア病院
所在地 姫路市仁豊野650番地
認定年月日 令和5年5月21日
認定の有効期限 令和8年5月20日
- 6 名称 医療法人昭圭会 南芦屋浜病院
所在地 芦屋市陽光町3番21号
認定年月日 令和5年5月1日
認定の有効期限 令和8年4月30日
- 7 名称 高砂市民病院
所在地 高砂市荒井町紙町33番1号
認定年月日 令和5年6月4日
認定の有効期限 令和8年6月3日
- 8 名称 公立豊岡病院組合立豊岡病院
所在地 豊岡市戸牧1094番地
認定年月日 令和5年5月1日
認定の有効期限 令和8年4月30日
- 9 名称 平成病院
所在地 南あわじ市八木養宜中173
認定年月日 令和5年6月27日
認定の有効期限 令和8年6月26日
- 10 名称 東浦平成病院
所在地 淡路市久留麻1867番地
認定年月日 令和5年6月13日
認定の有効期限 令和8年6月12日

兵庫県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があ

った。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川西部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩根 正	加東市新町224番地



兵庫県告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市道場土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	植田 英俊	神戸市北区道場町塩田2575番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	前 圭 治	神戸市北区道場町塩田2141番地



兵庫県告示第721号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

太市西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	玉田 敏 春	姫路市西脇1126番地 1
同	廣岡 正 一	同 市西脇656番地 1
同	藤井 章 一	同 市西脇1391番地
同	山本 龍太郎	同 市西脇1398番地
同	菅原 直 樹	同 市西脇672番地 2
同	是川 昌 敏	同 市西脇499番地 3
同	廣瀬 勝 正	同 市西脇1435番地
監事	藤井 輝 夫	同 市西脇1287番地
同	松井 正 信	同 市西脇394番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	玉田 敏 春	姫路市西脇1126番地 1
同	廣岡 正 一	同 市西脇656番地 1
同	藤井 章 一	同 市西脇1391番地
同	山本 龍太郎	同 市西脇1398番地
同	菅原 直 樹	同 市西脇672番地 2
同	是川 昌 敏	同 市西脇499番地 3
同	藤井 輝 夫	同 市西脇1287番地
監事	藤井 秀 志	同 市西脇1286番地
同	松井 正 信	同 市西脇394番地

兵庫県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

船城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 秀 明	丹波市春日町朝日1153番地
同	荻 野 隆 夫	同 市春日町朝日551番地
同	白 井 正 樹	京都市山科区勸修寺瀬戸河原町10番地 シティオ京都・勸修寺507
同	白 井 隆 二	丹波市春日町石才257番地
同	中 林 広 行	同 市春日町長王538番地
同	八 尾 真 充	同 市春日町長王838番地
同	足 立 政 弘	同 市春日町長王623番地
同	善 積 久 行	同 市春日町長王696番地
同	田 至	同 市春日町新才201番地
同	白 井 強	同 市春日町新才155番地
同	田 畑 敏 郎	同 市春日町山田445番地
同	宮 下 隆 司	同 市春日町古河74番地2
監 事	荻 野 泰 造	同 市春日町朝日830番地1
同	白 井 学	同 市春日町新才70番地
同	金 川 正 樹	同 市春日町山田293番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 恒 男	丹波市春日町朝日558番地
同	荻 野 清	同 市春日町朝日854番地1
同	白 井 隆 二	同 市春日町石才257番地
同	足 立 学	同 市春日町石才427番地1
同	荻 野 隆 運	同 市春日町長王451番地
同	八 尾 真 充	同 市春日町長王838番地
同	善 積 久 行	同 市春日町長王696番地
同	足 立 政 弘	同 市春日町長王623番地
同	近 藤 泰 三	同 市春日町新才377番地
同	荻 野 忠 良	同 市春日町新才192番地
同	荻 野 展 男	同 市春日町山田30番地
同	宮 下 隆 司	同 市春日町古河74番地2
監 事	岸 部 健	同 市春日町朝日605番地
同	金 川 文 雄	同 市春日町山田105番地
同	秋 山 睦	同 市春日町国領350番地

兵庫県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

太田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 西 邦 雄	丹波市山南町太田316番地
同	村 岡 正	同 市山南町太田753番地
同	小 坪 好 和	同 市山南町太田475番地 1
同	堀 圭 吾	同 市山南町太田278番地
同	西 垣 健太郎	同 市山南町太田906番地
同	齊 藤 均	同 市山南町青田585番地 3
同	原 田 克 也	同 市山南町青田529番地
同	西 田 利 宏	同 市山南町大谷69番地
同	柳 本 芳 明	同 市山南町大谷108番地 1
監 事	西 垣 孝 司	同 市山南町太田420番地 1
同	若 林 周 夫	同 市山南町青田603番地 2
同	東 田 正 一	同 市山南町大谷68番地 3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	野 垣 克 巳	丹波市山南町太田466番地
同	片 瀬 廣	同 市山南町太田785番地 4
同	村 岡 義 正	同 市山南町太田778番地
同	小 坪 好 和	同 市山南町太田475番地 1
同	中 西 哲 也	同 市山南町太田221番地 1
同	原 田 克 也	同 市山南町青田529番地
同	竹 安 英 亮	同 市山南町青田623番地 3
同	西 田 利 宏	同 市山南町大谷69番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地
監 事	飯 野 義 仁	同 市山南町太田354番地 1
同	若 林 周 夫	同 市山南町青田603番地 2
同	東 田 賢 治	同 市山南町大谷53番地 1



兵庫県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

倭文長田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 山 和 生	南あわじ市倭文長田132番地
同	山 野 均	同 市倭文長田363番地
同	上 田 和 代	同 市倭文長田1991番地 2
同	上 田 勝 重	同 市倭文長田1961番地 1
同	上 田 守	同 市倭文長田319番地 1
同	上 田 幹 郎	同 市倭文長田1725番地
同	柏 木 正 芳	同 市倭文長田1978番地
同	加 藤 富 司	同 市倭文長田1517番地 1
同	加 藤 恭 秀	同 市倭文長田1504番地
同	庄 野 悦 男	同 市倭文長田111番地 2
同	庄 野 能 章	同 市倭文長田2074番地
同	堤 栄 伸	同 市倭文長田143番地
同	永 田 康 幸	同 市倭文長田318番地

同	橋 本 隆	同	市倭文長田1230番地
同	橋 本 恭 明	同	市倭文長田931番地 1
同	平 池 秀 幸	同	市倭文長田374番地 2
同	長 谷 貞 夫	同	市倭文長田1542番地10
同	山 野 彰 一	同	市倭文長田1698番地 1
監 事	山 田 泰 生	同	市倭文長田1559番地
同	清 水 學	同	市倭文長田421番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

北 山 和 生

堤 栄 伸

今 井 博 次

上 田 和 代

上 田 勝 重

上 田 守

上 田 幹 郎

柏 木 正 芳

加 藤 富 司

加 藤 恭 秀

庄 野 悦 男

永 田 康 幸

橋 本 隆

橋 本 恭 明

長 谷 貞 夫

原 田 嘉 之

平 池 秀 幸

山 野 彰 一

山 田 泰 生

清 水 學

住 所

南あわじ市倭文長田132番地

同 市倭文長田143番地

洲本市納434番地 7

南あわじ市倭文長田1991番地 2

同 市倭文長田1961番地 1

同 市倭文長田319番地 1

同 市倭文長田1725番地

同 市倭文長田1978番地

同 市倭文長田1517番地 1

同 市倭文長田1504番地

同 市倭文長田111番地 2

同 市倭文長田318番地

同 市倭文長田1230番地

同 市倭文長田931番地 1

同 市倭文長田1542番地10

同 市倭文長田1568番地

同 市倭文長田374番地 2

同 市倭文長田1698番地 1

同 市倭文長田1559番地

同 市倭文長田421番地

兵庫県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年6月30日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年6月30日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	養父市十二所字二ノ谷1360番1から 同 市十二所字馬場1470番2まで	旧	8.0から 37.0まで	250.0	
		新	12.0から 39.0まで	248.0	

兵庫県告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	すまい・まちなみ形成地区
同市	神戸国際港都建設計画特別用途地区	
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	神戸流通業務団地 西神流通業務団地
同市	神戸国際港都建設計画流通業務団地	
同市	神戸国際港都建設計画流通業務団地	福島地区地区計画 三田－4生産緑地地区ほか4地区
三田市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画高度地区	中央地区地区計画 阪急日生ニュータウン(川西市)地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	
同市	阪神間都市計画生産緑地地区	同市
川西市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画地区計画	
同市	阪神間都市計画地区計画	

~~~~~

**兵庫県告示第727号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援事業に係る住所及び支援業務を行う事業所の所在地の変更届出があった。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                            | 変更前住所                           | 変更後住所                               | 変更年月日    |
|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|----------|
| NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ | 神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル1F           | 神戸市長田区二葉町5-1-1-133アスタくにつか5番館南館104区画 | 令和5年6月7日 |
|                               | 変更前支援業務を行う事業所の所在地               | 変更後支援業務を行う事業所の所在地                   |          |
|                               | 神戸市長田区腕塚町5-5-1アスタくにつか1番館北棟206区画 | 神戸市長田区二葉町5-1-1-133アスタくにつか5番館南館104区画 |          |

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年6月30日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立がんセンター建築その他工事(以下「本件工事」という。)
- (2) 工事場所  
明石市北王子町13番70号

## (3) 工事概要

|           |                            |                      |
|-----------|----------------------------|----------------------|
| ア 病院棟     | 鉄筋コンクリート造（免震構造）<br>7階建塔屋2階 | 延べ面積 39,113.45平方メートル |
| イ 放射線治療棟  | 鉄筋コンクリート造 3階建              | 延べ面積 1,851.27平方メートル  |
| ウ 西側付属建屋  | 軽量鉄骨造 平屋建                  | 延べ面積 122.31平方メートル    |
| エ 北側付属建屋  | 鉄筋コンクリート造 平屋建              | 延べ面積 55.0平方メートル      |
| オ バス停     | アルミ製 平屋建 2ヶ所               | 延べ面積 56.68平方メートル（合計） |
| カ 駐輪場     | アルミ製 平屋建                   | 延べ面積 97.19平方メートル     |
| キ その他附帯工事 | 外構工事及び旧公園解体工事（電気・機械工事含む。）  |                      |

## (4) 工期

令和8年2月28日限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和5年9月上旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成20年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が31,200平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上5階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,900平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上2階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社山下設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者



- (7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (2) 特別共同企業体の資格要件
- ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。  
また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。
- イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。  
また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）の点数が大きい者とする。  
なお、その総合評定値（P）の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。
- ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和5年8月21日（月）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。
- オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。
- (3) 配置技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。  
ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。  
また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。  
なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。
- (7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (4) 平成20年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が31,200平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上5階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事の施工経験を有すること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。  
また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。  
なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。  
なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。
- (4) 現場代理人の要件
- ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。  
また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。  
なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。
- イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。  
なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。
- 4 契約条項等を示す期間及び場所  
建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
令和5年6月30日（金）から同年8月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を

定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県まちづくり部総務課  
電話（078）341-7711 内線4340、4338

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和5年6月30日（金）から同年7月13日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和5年6月30日（金）から同年8月24日（木）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和5年6月30日（金）から同年7月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含め、定める条例に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものであることとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和5年8月25日（金）及び同月28日（月）の午前9時から午後5時まで（令和5年8月28日（月）は正午まで）

(2) 開札日時

令和5年8月29日（金）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

#### 8 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が上記(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が上記(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、上記(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が上記(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回

る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和5年8月29日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和5年9月5日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課宛て申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス

(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)にて公表する。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction and other works of Hyogo Cancer Center

(a) Hospital Ward

Reinforced concrete structure (Base-isolated structure)

7 floors above the ground with 2-story rooftop structure

Total floor area: 39,113.45 m<sup>2</sup>

(b) Radiation Therapy Ward

Reinforced concrete structure

3 floors above the ground

Total floor area: 1,851.27 m<sup>2</sup>

(c) Attached building on the west side

Light-gauge steel structure

Single floor

Total floor area: 122.31 m<sup>2</sup>

(d) Attached building on the north side

Reinforced concrete structure

Single floor

Total floor area: 55.0 m<sup>2</sup>

(e) Two bus stops

Aluminum structure

Single floor

Total floor area: 56.68 m<sup>2</sup>

(f) Bicycle parking

Aluminum structure

Single floor

Total floor area: 97.19 m<sup>2</sup>

(g) Appurtenant works

Outdoor facilities and demolition of the park (including electrical and mechanical works)

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 13, 2023

(3) Deadline for tender:

12:00 August 28, 2023

(4) Contact:

General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,

Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) マルアイ新広畑店
  - 所在地 姫路市広畑区才742番地 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮
    - クスリのレディ棟について、姫路市屋外広告物条例（平成8年姫路市条例第5号）に基づく許可が必要になる可能性があるため、まちづくり指導課まで相談されたい。
  - (2) 開発行為に関する事項
    - 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成23年姫路市条例第44号）第12条第1項に基づく事業計画事前申請書については、既に提出を受けている。造成・建築計画に変更を生じる場合は、再提出が必要となるため、まちづくり指導課に相談されたい。
  - (3) 廃棄物に係る事項（保管・運搬・処理）
    - ア 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管されたい。
    - イ 産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定による委託基準を遵守されたい。
  - (4) 都市計画の観点から
    - 現在事業中である都市計画道路（3.3.29夢前川右岸線）に隣接しているため、境界等について、事業者である兵庫県と調整の上、建築工事等を行われたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間
    - 令和5年6月30日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) イトウゴフク広畑店
  - 所在地 姫路市広畑区才754番地1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮
    - ア 既存建物の外観を変更することとなる大規模な修繕・模様替、色彩の変更を行う場合は、景観法に基づく届出が必要であるため、まちづくり指導課に相談されたい。
    - イ 姫路市屋外広告物条例（平成8年姫路市条例第5号）に基づく許可が必要になる可能性があるため、まちづくり指導課に相談されたい。
  - (2) 開発行為に関する事項

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成23年姫路市条例第44号）第12条第1項に基づく事業計画事前申請書については、既に提出を受けている。造成・建築計画に変更を生じる場合は、再提出が必要となるため、まちづくり指導課に相談されたい。

(3) 廃棄物に係る事項（保管・運搬・処理）

ア 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管されたい。

イ 産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定による委託基準を遵守されたい。

(4) 都市計画の観点から

現在事業中である都市計画道路（3.3.29夢前川右岸線）に隣接しているため、境界等について、事業者である兵庫県と調整の上、建築工事等行われたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年6月30日から1月間

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年6月30日

契約担当者

兵庫県立図書館長 村上元伸

1 落札に係る物品の名称及び数量

「ひょうご図書館情報ネットワークシステム（第5期）」構築事業一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立図書館 明石市明石公園1-27

3 落札者を決定した日

令和5年6月15日

4 落札者の名称及び所在地

FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通七丁目1番8号

5 落札金額

2,148,080円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年5月2日

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第11号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 自動車運転者講習（第27条・第28条）」を

「第6章 特定小型原動機

第7章 自転車運転者講習

付自転車運転者講習（第26条の5・第26条の6）  
習（第27条・第28条）」に改める。

第1条第1項第3号中クからコまでをコからシまでとし、同号キ中「法第108条の3の5」を「法第108条の3の5第2項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同号キを同号クとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 第26条の6第2項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付の申請

第1条第1項第3号カの次に次のように加える。

キ 法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込

第2条第5項第3号中「駐車禁止除外指定車標章」を「駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等用標章）（様式第10号の2。以下「身体障害者等用標章」という。）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「駐車禁止除外指定車標章（様式第10号）」を「駐車禁止除外指定車標章（事業用標章）（様式第10号。以下「事業用標章」という。）」に改め、同号中オを削り、カをオとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第51条の12第1項に規定する放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両

第2条の2第1項中「又は駐車禁止除外指定車標章」を「、事業用標章又は身体障害者等用標章」に改め、同項第1号中「及び第5項第2号」を「及び第5項第3号」に、「第5項第2号アからカまで」を「第5項第3号アからオまで」に改め、同項第2号中「前条第5項第3号」を「前条第5項第4号」に改め、同条第4項中「第2号及び第3号」を「第3号及び第4号」に改め、「除外標章を」の右に「、その表面に表示された事項が前方から見やすいように」を加える。

第3条の2第3項第1号中「自動車検査証記録事項が記載された書面」を「自動車検査証」に改め、同条第6項中「駐車許可車標章を」の右に「、その表面に表示された事項が前方から見やすいように」を加える。

第11条第1項第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第6章を第7章とする。

第27条中「第108条の3の5に規定する自転車運転者講習」を「第108条の3の5第2項の規定により同項に規定する自転車運転者講習（以下「自転車運転者講習」という。）」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

#### 第6章 特定小型原動機付自転車運転者講習

（受領書及び申込書の提出）

第26条の5 法第108条の3の5第1項の規定により同項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第67号の12）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（様式第67号の13）を提出するものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付等）

第26条の6 特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書（様式第67号の14）を交付するものとする。

2 前項の規定により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第67号の15）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足る書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

様式第9号を次のように改める。



様式第9号（第2条、第2条の2関係）

(表)

|           |                                                                               |                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 13センチメートル |                                                                               | 第 号                             |
|           |                                                                               | 通行禁止<br>駐車禁止除外指定車標章<br>時間制限駐車区間 |
|           | 車両番号                                                                          |                                 |
|           | 除外する区域<br>又は道路の区間                                                             |                                 |
|           | 有効期限                                                                          | 年 月 日まで                         |
|           |                                                                               | 年 月 日                           |
|           |                                                                               | 兵庫県公安委員会 印                      |
|           | この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。 |                                 |
|           | ← 18センチメートル →                                                                 |                                 |

注 色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は黄色とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外には使用できません。

3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第2条、第2条の2関係）

(表)

|           |                                                                               |           |        |   |        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|---|--------|
| 13センチメートル | 駐車禁止除外指定車標章<br>(事業用標章)                                                        | 番号<br>発行日 | 第<br>年 | 月 | 号<br>日 |
|           | 使用中                                                                           |           |        |   |        |
|           | 車両番号                                                                          | 号         |        |   |        |
|           | 除外する区域<br>又は道路の区間                                                             |           |        |   |        |
|           | <b>有効期限</b> <b>年</b> <b>月</b> <b>日まで</b>                                      |           |        |   |        |
|           | 兵庫県公安委員会                                                                      |           |        |   |        |
|           | この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面が表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。 |           |        |   |        |
|           | 18センチメートル                                                                     |           |        |   |        |

注 色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

(裏)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>注意事項</b><br>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。<br>※ 次のような駐車はできません。                                                                                                                                                                                                                                |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）</li> <li>● 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</li> <li>● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</li> <li>● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）</li> <li>● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</li> </ul>                                                   |    |
| 2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。<br>3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。<br>4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。<br>5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。<br>(1) 有効期間が経過したとき。<br>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。<br>(3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。<br>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。 |    |
| <input type="checkbox"/> 被交付者等<br>住所                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏名 |

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第2条、第2条の2関係）

（表）

13センチメートル

駐車禁止除外指定車標章  
（身体障害者等用標章）

番号 第 年 月 日  
発行日

## 身体障害者等使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限る

有効期限 年 月 日まで

兵庫県公安委員会 印

この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

18センチメートル

注 色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

（裏）

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□ 被交付者  
住所

氏名

様式第42号、様式第43号、様式第45号、様式第46号及び様式第64号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

様式第67号の11の次に次の4様式を加える。

様式第67号の12（第26条の5関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 次のとおり確認しました。

|    |                                                                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時 | <p style="text-align: center;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分 から</p> <p style="text-align: center;">午後</p> |
| 場所 |                                                                                                                             |

様式第67号の13（第26条の5関係）

|        |   |   |
|--------|---|---|
| ※ 受理番号 | 第 | 号 |
|--------|---|---|

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ( ) -

次により特定小型原動機付自転車運転者講習を受講します。

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 受講年月日         | 年 月 日                     |
| 受講場所          |                           |
| 受講種別<br>(手数料) | 特定小型原動機付自転車運転者講習 (6,000円) |
| 証紙貼付け<br>箇所   |                           |

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第67号の14（第26条の6関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号  
に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第67号の15（第26条の6関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ( ) -

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 再交付の理由 | 1 亡失・滅失<br>2 汚損・破損<br>3 盗難<br>4 その他 ( ) |
| 受講年月日  | 年 月 日                                   |
| 受講場所   |                                         |

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第70号中「道路交通法第108条の2第1項第15号」を「道路交通法第108条の2第1項第16号」に改める。

附 則  
 (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 3 除外標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。